

二戸市育英資金返済免除制度のお知らせ

令和4年4月から、返済免除割合の拡充を実施しております。対象となる方は、令和7年4月4日（金）までに申請し、ぜひご活用ください。

【対象者】

次の各項目のうち、いずれも満たしている方が対象となります。

- ① 平成29年4月以降に返済が開始する者
- ② 市内に住所を有していること。
- ③ 就業していること。

※ 企業で就業し、正規雇用又は同等の雇用形態の者。ただし、短時間労働者及び公務員を除く。

- ④ 市税及び育英資金返還金に滞納がないこと。

【免除額及び期間】

対象者の要件を満たす期間（※）において下記の範囲内の額を毎月免除する。

- （1）市内に住所を有し、就業している場合

→奨学資金の貸与月額の3分の1に相当する額の2分の1の範囲内

- （2）市内に住所を有し、市内又は市内に本社がある企業に就業している場合

→奨学資金の貸与月額の3分の1に相当する額の4分の3の範囲内

※1月のうち2分の1以上の日数が該当した場合は1月と認定する。

【申請の流れ】

1. 下記の以下の書類を提出
(※郵送可)

- ・育英資金返済免除申請書
- ・納税証明書（市民生活課で証明を受けたもの）
- ・住民票（本籍記載のもの）
- ・就労証明書（発行日が4月1日以降のもの）

2. 提出書類の審査

- ・書類審査を行います。

3. 免除決定通知書
(市→申請者)

- ・審査結果を郵送で通知します。なお、返済免除は申請年度に限り適用となります。

【申込期限】

令和7年4月4日（金）必着（※郵送可）

4月納付分から適用を希望する方は、上記期限までに申請書等をご送付ください。

上記期限を過ぎても、条件をみたす場合には随時受付します。

※認定日によっては、一度納付された後に還付対応します。

【その他、留意事項】

- ・申請内容に不正があった場合、または、返済免除の要件を満たさなくなった場合は、返済免除決定を取り消し、返済免除の額の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- ・毎月の返済額を増額又は、繰上等での返済される場合におきましても、奨学資金の貸与月額の3分の1に相当する額を基準とした免除額となります。

【問い合わせ・提出先】 二戸市教育委員会事務局 教育企画課 TEL：0195-23-3111

【 免除額の計算表 】

○市内に住所を有し、就業している方（免除割合：2分の1）

区 分	免 除 額
«高校等» 貸与月額 15,000 円を 3 年間貸与した場合 (貸与総額 540,000 円を 9 年で返還)	15,000 円（貸与月額）× 1 / 3 = 5,000 円（返済月額） ⇒ 5,000 円（返済月額）× 1 / 2 = <u>2,500 円（免除月額）</u> ⇒ 2,500 円（免除月額）× 12 月 = <u>30,000 円（免除年額）</u> ⇒ 2,500 円（免除月額）× 108 月 = <u>270,000 円（最大免除総額）</u>
«大学等» 貸与月額 35,000 円を 4 年間貸与した場合 (貸与総額 1,680,000 円を 12 年で返済)	35,000 円（貸与月額）× 1 / 3 ≈ 11,667 円（返済月額） ⇒ 11,667 円（返済月額）× 1 / 2 ≈ <u>5,800 円（免除月額）</u> ⇒ 5,800 円（免除月額）× 12 月 = <u>69,600 円（免除年額）</u> ⇒ 5,800 円（免除月額）× 144 月 = <u>835,200 円（最大免除総額）</u>
«大学等» 貸与月額 45,000 円を 4 年間貸与した場合 (貸与総額 2,160,000 円を 12 年で返済)	45,000 円（貸与月額）× 1 / 3 = 15,000 円（返済月額） ⇒ 15,000 円（返済月額）× 1 / 2 = <u>7,500 円（免除月額）</u> ⇒ 7,500 円（免除月額）× 12 月 = <u>90,000 円（免除年額）</u> ⇒ 7,500 円（免除月額）× 144 月 = <u>1,080,000 円（最大免除総額）</u>

○市内に住所を有し、市内または市内に本社がある企業に就業している方（免除割合：4分の3）

区 分	免 除 額
«高校等» 貸与月額 15,000 円を 3 年間貸与した場合 (貸与総額 540,000 円を 9 年間で返還)	15,000 円（貸与月額）× 1 / 3 = 5,000 円（返済月額） ⇒ 5,000 円（返済月額）× 3 / 4 ≈ <u>3,700 円（免除月額）</u> ⇒ 3,700 円（返済月額）× 12 月 = <u>44,400 円（免除年額）</u> ⇒ 3,700 円（免除月額）× 108 月 = <u>399,600 円（最大免除総額）</u>
«大学等» 貸与月額 35,000 円を 4 年間貸与した場合 (貸与総額 1,680,000 円を 12 年で返済)	35,000 円（貸与月額）× 1 / 3 ≈ 11,667 円（返済月額） ⇒ 11,667 円（返済月額）× 3 / 4 ≈ <u>8,700 円（免除月額）</u> ⇒ 8,700 円（免除月額）× 12 月 = <u>104,400 円（免除年額）</u> ⇒ 8,700 円（免除月額）× 144 月 = <u>1,252,800 円（最大免除額）</u>
«大学等» 貸与月額 45,000 円を 4 年間貸与した場合 (貸与総額 2,160,000 円を 12 年間で返済)	45,000 円（貸与月額）× 1 / 3 = 15,000 円（返済月額） ⇒ 15,000 円（返済月額）× 3 / 4 ≈ <u>11,200 円（免除月額）</u> ⇒ 11,200 円（免除月額）× 12 月 = <u>134,400 円（免除年額）</u> ⇒ 11,200 円（免除月額）× 144 月 = <u>1,612,800 円（最大免除総額）</u>

※返済免除の月額は、1月を単位とし、返済額の割合の範囲内とする。ただし、100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。